

三育学院大学

平成 28 年度 再評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

三育学院大学

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、三育学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

平成 26(2014)年度の認証評価において、基準項目 3-7「会計」については、平成 25(2013)年度の財務計算書類において、資金収支計算書と貸借対照表での不一致があり、会計処理に不正確な処理が確認され、早急に改善するとともに、チェック体制の整備の必要もあり、基準項目を満たしていないとした。また、基準 3「経営・管理と財務」を満たしていないとした。

しかしながら、この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 1 年以内に改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って最終的に判定することとし、大学の総合的な判断を保留とした。

平成 28(2016)年度に基準 3 の基準項目 3-7 について、平成 26(2014)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの評価

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。再評価の基準項目の評価結果と理由については、以下に述べる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

「学校法人三育学院経理規程」及び「学校法人三育学院経理規程内規」を整備し、学校法人会計基準の一部を改正する省令の公布に伴い、平成 25(2013)年度より新会計基準に対

三育学院大学

応した会計システムを試験的に導入した。運用に当たって法人内の多数の設置校の経理担当者の研修会を実施するなど、担当者の理解を深め、平成 27(2015)年度決算処理から本格稼働できる体制とした。また、監事は全ての理事会及び評議員会に出席し、理事の業務執行の状況を確認するとともに、定期的な監事監査を実施し、公認会計士による監査、宗教法人監査部による内部監査など、三様の監査を実施し厳正な監査体制を整備している。

平成 26(2014)年度に実施した大学機関別認証評価においては、資金収支計算書と貸借対照表での不一致があり会計処理に不正確な処理が見受けられたが、原因を究明しチェック体制を整備するとともに、予算計画に基づいた執行がなされ、平成 27(2015)年度財務計算書類の作成に当たっては適正に処理されていることが確認できた。引続き、チェック体制を強化し、適切な会計処理に努めることを期待する。

